

高齢受給者証自己負担(一部負担金)割合の判定方法

1次判定

同一世帯(70~74歳)の国民健康保険被保険者の
住民税課税所得(2人以上の場合は高い方)で負担割合を判定

課税所得145万円未満

2割負担

※平成26年4月1日以前に70歳になった人は、特例で2割が1割に据え置かれます。

課税所得145万円以上

3割負担

2次判定

同一世帯(70~74歳)の国民健康保険被保険者の収入等の合計額で判定
※「基準収入額適用申請書」の提出が必要です。

被保険者1人 : 383万円未満
被保険者2人以上 : 520万円未満

2割負担

※平成26年4月1日以前に70歳になった人は、特例で2割が1割に据え置かれます。

被保険者1人 : 383万円以上
被保険者2人以上 : 520万円以上

3割負担

・3割負担で同一世帯内に後期高齢者医療の被保険者がいる方へ

下記条件をすべて満たす方は、「基準収入額適用申請書」の提出により2割負担(1割負担)になります。

- ①70~74歳の単身の国民健康保険被保険者で課税所得145万円以上かつ収入が383万円以上の方
- ②同一世帯内の後期高齢者医療被保険者と①の方をあわせた収入が、520万円未満

※課税所得とは
収入額 - 必要経費等 = 所得

所得 - 各種所得控除 = 課税所得